

議案第 28 号

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市水道事業及び簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「布設工事監督者の」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18

年勅令第 36 号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業生にあつては 2 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第 1 号の卒業生にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第 1 号から第 6 号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第 4 条第 2 項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業、給水人口が 5 万人以下である水道事業又は一日最大給水量が 2 万 5 千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道(以下「簡易水道等」という。)については、前項第 1 号中「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従

事した経験を有する者」と、同項第 2 号中「4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 3 号中「5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは、「2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 4 号中「6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 5 号中「7 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 6 号中「8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 7 号中「10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 8 号中「2 年以上、第 2 号の卒業生にあっては 3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第 1 号の卒業生にあっては 1 年以上、第 2 号の卒業生にあっては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「1 年以上、第 2 号の卒業生にあっては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 9 号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 10 号中「1 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第 11 号中「3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 5 条第 1 項中「水道技術管理者の」を削り、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による

専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項に次の4号を加える。

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了したもの
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第5条第2項を次のように改める。

- 2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道について

前項第 1 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 月以上」と、「5 年以上」とあるのは「2 年 6 月以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 6 月以上」と、同項第 2 号中「4 年以上」とあるのは「2 年以上」と、「6 年以上」とあるのは「3 年以上」と、「8 年以上」とあるのは「4 年以上」と、同項第 3 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 4 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 6 月以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 6 月以上」と、「9 年以上」とあるのは「4 年 6 月以上」と、同項第 5 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」と、同項第 7 号中「1 年以上」とあるのは「6 月以上」と、同項第 8 号中「3 年以上」とあるのは「1 年 6 月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。